

社会福祉法人願成寺保育園役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人願成寺保育園(以下、「法人」という。)の理事、監事および評議員(以下、「役員」という。)の報酬について定める。

(報 酬)

第2条 役員が理事会、評議員会等に出席をした場合、報酬は支給しないものとする。

2 役員が運営管理のために法人に勤務した場合、報酬は支給しないものとする。

(改 正)

第3条 本規程の改正は、社会福祉法人願成寺保育園理事会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

付則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。